

「和歌山県動物愛護管理推進計画」改訂（案）に寄せられた意見及び県の考え方について

意見募集期間 : 令和5年2月21日（火）から 3月22日（水）

意見募集方法 : 郵便、ファックス、電子メール

意見提出者数及び件数 : 4者、19件

※詳細な施策等に関していただいたご意見は、今後の行政運営の参考にさせていただきます。

No	該当箇所	御意見の概要	回答	意見数
1		殺処分ゼロを目指すべきである。ただし、病気等があり回復の見込みがなく、殺処分が最良の場合は除く。	第2章2.（4）において記載のとおり、令和2年度以降、治癒の見込みがない等譲渡することが不適切である個体及び収容後に死亡した個体を除いて、殺処分は実施しておりません。第5章1. 及び3. において記載のとおり、引き続きこれを維持し、収容数の削減及び返還・譲渡率の向上により、譲渡することが不適切である個体及び収容後に死亡する個体の数についても削減することを目標としています。	1
2	【基本方針Ⅰ】 1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及	動物虐待についての刑罰を殺人罪と同等に考えるべきである。	動物虐待の罰則については、動物の愛護及び管理に関する法律で規定されています。なお、第4章基本方針Ⅲ1.（8）において記載のとおり、県民に対して動物の虐待が犯罪であることを広く周知するとともに、警察と連携し啓発を行うこととし、虐待が疑われる事例等に対して、同行を依頼するなど、警察と連携して対応することとしています。	1
3		ペットを飼う前に最後まで責任をもって飼えるかどうか考えられるよう、終生飼養、災害時の対策を含めた適正飼養についての情報を繰り返し発信してほしい。	第4章基本方針Ⅰの1. において記載のとおり、県は児童を対象に終生飼養等について啓発する「わうくらす」の実施校を増やすことに加えて、第一種動物取扱業者に対し顧客への説明義務を徹底するよう指導することとしています。 また、基本方針Ⅱの2. において記載のとおり、県は災害時にも自らの動物を管理する責任は飼い主自身にあることを周知することとしており、平時における動物の適正飼養が災害への備えとなることを踏まえて、適正飼養の普及啓発を徹底して実施してまいります。	1

4	【基本方針Ⅰ】 1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及	犬・猫についてマイナンバーを取得させるべきである。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、第4章基本方針Ⅰの1. (5)において記載のとおり、犬については狂犬病予防法に基づく登録制度があり、猫については県動物の愛護及び管理に関する条例で「所有明示」が義務付けられています。また、令和4年6月から動物取扱業者から販売される犬猫についてはマイクロチップの装着が義務化されました。県ではこれらの法令が適正に遵守されるよう、市町村と連携して飼い主への周知・指導を徹底してまいります。	1
5		飼い猫に対する不妊去勢手術助成金を検討してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1
6		不妊去勢手術の全額を行政が負担すべきであり、予算は税負担とするべきである。	第2章2. (5)において記載のとおり、県では和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき地域猫対策計画の認定を受けた方を対象に、不妊去勢手術費用の全額助成等の支援を行っております。また、ふるさと応援寄附（ふるさと納税）では多くの方に「犬・猫の殺処分ゼロを目指す活動への支援」に寄附をいただいております、不妊去勢手術費用に活用させていただいております。	1
7	【基本方針Ⅰ】	地域猫が多数いる公園など指定地域付近へ注意標識設置(駐停車禁止、制限速度20キロ等)してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1
8	2. 地域猫対策の推進	不幸な猫をなくすプロジェクトは素晴らしい成果が出ており野良猫を減らすだけでなく、地域住民への適正飼養の普及にも繋がっているため、地域猫対策をさらに推進してほしい。	第4章基本方針Ⅰの2. において記載のとおり、県では引き続き地域猫対策を推進していきます。	2
9		地域猫の不妊去勢手術を実施する動物病院を増やす、または、地域猫専用手術施設を作してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1

10	【基本方針Ⅰ】 3. 新しい飼い主を探す 取組の推進	より譲渡を促進するため、県センターの犬を保護団体や譲渡ボランティアに委託した場合、県センターHPの譲渡犬情報に継続して犬の情報と委託先の連絡先（SNSアドレスなど）を掲載してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1
11		譲渡率を上げるため、譲渡ボランティア、預かりボランティアを積極的に増やして欲しい。	第4章基本方針Ⅰ3.（2）（3）において記載のとおり、譲渡ボランティア、ミルクボランティア（一時預かりボランティアを含む）を増やすこととしており、講習会を希望者に対して随時開催するなど、引き続き積極的に募集・育成してまいります。	1
12		譲渡に向かないと思われる犬猫を譲渡につなげるため、老犬猫や負傷犬猫など、ケアが必要な犬猫を預かるボランティアを募集してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1
13		協力していただける企業とタイアップして譲渡会を開催する。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	1

14	<p>【基本方針Ⅰ】</p> <p>5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導</p>	<p>ペットショップでの犬猫の販売を禁止し、ペットの販売価格に課税すべきである。</p>	<p>動物取扱業者に対する基準や遵守事項については、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめとする法令により規制されており、御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本方針Ⅰの5. において記載のとおり、県は、第一種動物取扱業者のうち、ペットショップやブリーダーを含む販売業者に対して、法令の遵守が適正に行われるよう監視指導を強化することとし、第5章2. において記載されているとおり、飼養施設を有する販売業者は年1回以上の監視を行うこととしています。</p>	1
15		<p>虐待を疑われるような業者が減ってほしい。</p>	<p>第4章基本方針Ⅰの5. において記載のとおり、県は、第一種動物取扱業者のうち、ペットショップやブリーダーを含む販売業者に対して、法令の遵守が適正に行われるよう監視指導を強化することとし、第5章2. において記載されているとおり、飼養施設を有する販売業者は年1回以上の監視を行うこととして、虐待を疑われるような事業者が出ないように監視してまいります。</p>	1
16	<p>【基本方針Ⅱ】</p> <p>2. 災害への備え</p>	<p>ペットと同伴避難できるよう環境を整えてほしい。</p>	<p>第4章基本方針Ⅱの2. において、県は市町村に対して、避難訓練等を通じて、避難所管理者と飼い主、その他の住民が避難所における動物の飼養管理の問題点を整理して、解決策について話し合う機会を設けるように助言することとしており、基本方針Ⅲ1. (7)においても、発災時の避難所における動物の飼養管理体制の整備など、市町村が主体となる事業についても、連携して取組を進めることとしています。</p>	1
17	<p>【基本方針Ⅲ】</p> <p>2. ボランティア活動の</p>	<p>動物愛護推進員の役割を具体化し、活動を活性化すべきである。</p>	<p>第4章基本方針Ⅲ2. (3)において記載のとおり、ボランティアの活動を活発にするため、動物愛護推進員と市町村担当者の連絡会等の機会を毎年設定し、地域の問題を共有することとしています。そのような機会を通じ、地域における避難訓練への参加など動物愛護推進員の方により具体的な役割について周知してまいります。</p>	2
18	<p>支援</p>	<p>ボランティア同士の勉強会や交流の場などを設けてほしい。</p>		